

令和4年9月定例教育委員会

教育長報告資料

<教育長報告>

- 9月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の
意見について 1

4 教 総 第 5 8 号
令和 4 年 8 月 2 4 日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長



令和 4 年 9 月 定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和 4 年 8 月 2 3 日 付け 4 財 第 1 9 号 で 意 見 の 聴 取 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 等
については、作成されて差し支えありません。

記

- 職員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の う ち 関 係 部 分
- 長 崎 県 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

4 財 第 19 号
令和4年8月23日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 大石 賢吾



議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

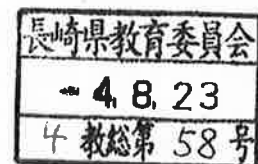
記

1 議案名等

- 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分
- 長崎県手数料条例の一部を改正する条例

2 上程県議会

令和4年9月定例会



条 例 案

総務課、教職員課、義務教育課

件 名	要 旨	
<p>第91号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分</p>	<p>1. 改正要旨 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布等に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>(1) 職員の定年等に関する条例の一部改正（第1条関係） 職員の定年を60歳から65歳に引き上げ、また、それに伴って導入される管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務職員制、情報提供・意思確認制度、暫定再任用制度への対応等を措置するもの。</p> <p>(2) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第2条関係） 市町村立学校県費負担教職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第6条関係） 給与7割措置について降給と位置づけ、所要の規定整備を行うもの。</p> <p>(3) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正（第3条関係） 市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正（第7条関係） 減給処分を受けた職員が給与7割措置の対象となった場合の減給の効果について、所要の規定整備を行うもの。</p>	

(4) 職員の退職手当に関する条例の一部改正 (第4条関係)

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 (第18条関係)

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正 (第25条関係)

定年引上げに伴う退職手当の支給に関し、所要の改正を行うもの。

(5) 職員の旅費に関する条例の一部改正 (第5条関係)

一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (第8条関係)

執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
(第17条関係)

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (第19条関係)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (第22条関係)

長崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 (第24条関係)

定年前再任用短時間勤務制導入に伴う所要の規定整備を行うもの。

(6) 職員の給与に関する条例の一部改正 (第9条関係)

市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正 (第10条関係)

60歳を超える職員について、給与を7割とする措置を定めるもの。

(7) 県立高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当に関する条例の一部改正

(第12条関係)

60歳を超える職員について、産業教育手当を7割とする措置を定めるもの。

(8) 高等学校の校長、教員及び実習助手の定時制通信教育手当に関する条例の一部改正

(第14条関係)

60歳を超える職員について、定時制通信教育手当を7割とする措置を定めるもの。

(9) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正
(第16条関係)

60歳を超える職員について、教職調整額を7割とする措置を定めるもの。

(10) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正
(第20条関係)

管理監督職勤務上限年齢制の特例任用となる職員について、外国の地方公共団体の機関等に派遣できる職員から除くもの。

(11) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (第21条関係)

管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正を行うもの。

(12) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 (第23条関係)

管理監督職勤務上限年齢制の特例任用となる職員について、公益的法人等に派遣できる職員から除くもの。

(13) 大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正 (第26条関係)

法改正により引用箇所の変更が生じるため、改正を行うもの。

(14) 職員の再任用に関する条例の廃止 (改正附則第12条関係)

現行再任用制度の廃止に伴い、条例を廃止するもの。

3. 施行日

令和5年4月1日 (一部改正規定は、公布の日)

件 名	要 旨	
<p>第 9 3 号議案 長崎県手数料条例の 一部を改正する条例</p>	<p>1. 改正要旨 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 0 号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。</p> <p>2. 改正内容 (1) 教育職員免許法の条項番号の改正を反映 (2) 教員免許状の更新制の廃止に伴う関係条項の削除等</p> <p>3. 施行日 公布の日</p> <p>[参考] 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正法の概要（うち、条例改正関係分） (趣旨) ・ 校長及び教員の資質向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、普通免許状及び特別免許状の更新に関する規定を削除する等の措置を講じる。 (主な内容) ・ 普通免許状及び特別免許状の有効期間について、現行の原則 1 0 年間を有効期間の定めのないものとし、免許更新制に関する規定を削除する。</p>	

専 決 事 項

義務教育課

件 名	要 旨	
<p>第180条専決事項報告</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和4年8月3日に予定していた「道徳教育パワーアップ研究協議会」をオンライン開催へと変更したことによる講師の航空券の取消に伴い、42,410円の損害賠償金を支払うもの</p>	